

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十五日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

#### 広島県人事委員会規則第十四号

##### 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項第二号中「及び低病原性鳥インフルエンザ」を「低病原性鳥インフルエンザその他人事委員会の定める家畜伝染病」に改める。

##### 附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。